二　次に掲げる事項を記載した実施規程を適切に定め、当該実施規程を遵守するものであること。
イ　講習の種類
ロ　講師名簿
ハ　受講の手続
ニ　講習の実施方法
ホ　講習の受講者の秘密の保持に関する事項
ヘ　認定の根拠となる法令、講習の種類、実施日、実施場所、料金その他講習の受講に必要な事項及びこれらをインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段によりあらかじめ一般に周知する方法
ト　専門講師（第四号ハに掲げる専門講師をいう。）を選任するための基準
チ　第九条各号の規定を遵守するために必要な事項
リ　その他講習を適正かつ確実に実施するために必要な事項
三　次に掲げる方法により講習を実施するものであること。
イ　別表第一に掲げる実施者、講習項目、内容及び時間により実施するものであること。
ロ　講習の種類ごとに作成された別表第一に掲げる講習項目を含む適切な内容の教本その他必要な教材を用いるものであること。
四　別表第一に掲げる講習の種類に応じて、次に掲げる種類の講師が選任されているものであること。
イ　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者であって、講習の実施者が実施する別表第二に掲げる研修を修了している者（以下「第一種講師」という。）
ロ　イの第一種講師の要件を満たす者であって、講習の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者（以下「第二種講師」という。）
ハ　別表第一に掲げる各講習項目に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「専門講師」という。）

（認定書の交付）
**第七条**　国土交通大臣は、安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二の規定による認定の申請があった場合において、申請の内容を審査し、当該申請をした者が第六条各号に掲げる基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

（標準処理期間）
**第八条**　国土交通大臣は、安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二の規定による認定の申請がその事務所に到達してから三月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
一　当該申請を補正するために要する期間
二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる書類を追加するために要する期間

（遵守事項）
**第九条**　講習の実施者は、次に掲げる事項を遵守して講習を実施しなければならない。
一　毎年度五月三十一日までに、前年度の講習の実施の結果を国土交通大臣に提出するものであること。
二　毎会計年度終了後三月以内に、毎年度の経理に関する事項を国土交通大臣に報告するものであること。
三　運輸監理部長又は運輸支局長の求めに応じて、講習の実施の状況に関して必要な情報の提供を速やかに行うものであること。
四　講習を修了した者について、修了者台帳を作成し、講習を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。
五　運転免許証その他の書類により、講習を受講しようとする者であることを確認するものであること。
六　初めて講習を修了した者に対して、運行管理者等指導講習手帳（以下「手帳」という。）を交付するものであること。
七　講習を修了した者の手帳（他の講習の実施者が交付したものを含む。）に講習を修了した旨の証明を行うものであること。
八　基礎講習を修了した者に対して、修了証明書を交付するものであること。
九　手帳を汚し、損じ、又は失った者等から、手帳の再交付の申請があったときは、手帳を交付するものであること。この場合において、受講履歴の証明の申請があったときは、第四号の規定により保存している修了者台帳の記録に基づき受講の証明を行うものであること。
十　受講者が所属する一般貨物自動車運送事業者等からの修了試問の結果に関する照会に対して速やかに回答するものであること。

（準用）
**第十条**　第二条から前条までの規定は、安全規則第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定により国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習について準用する。

（業務の改善）
**第十一条**　国土交通大臣は、講習の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習の実施者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

**附　則**

（施行期日）
1　この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

（経過措置）
2　この告示の施行の際現に基礎講習、一般講習又は特別講習の講師として選任されている者は、当分の間、それぞれ別表第一に掲げる講習の種類に応じ第六条第四号イ、ロ又はハの規定により講師として選任された者とみなす。

**別表第一**（第六条関係）

| 種類 | 実施者 | 講習項目 | 内容 | 時間 |
|---|---|---|---|---|
| 基礎講習 | 第一種講師、第二種講師又は専門講師 | 自動車運送事業に関する法令 | 貨物自動車運送事業法、安全規則、道路運送車両法（昭和二十六年第百八十五号）、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）その他関連する政令、省令、告示及び通達 | 四時間 |
| | | 道路交通に関する法令 | 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他関連する政令、省令、告示及び通達 | 三時間 |
| | | 運行管理の業務に関すること | 運行管理者制度の趣旨及び内容並びに安全規則に基づく運行管理の実務 | 四時間 |
| | | 自動車事故防止に関すること | 飲酒運転防止、労務管理、健康管理等に関する基礎知識 | 二時間 |
| | | 自動車運転者の指導及び監督に関すること | 安全規則に基づく指導監督指針による運転者の指導及び監督の内容及び手法 | 二時間 |